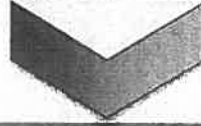


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後 3 か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後 3 か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第 2 1 部 (民事執行センター) 執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 10 日

東京地方裁判所民事第 21 部

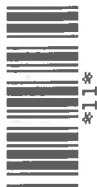
裁判所書記官 鈴木 知 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 19 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 12 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 3 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	28,670,000 22,936,000	一括	5,734,000	96,099	20,591
1	6,530,000				
2	22,140,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目 |
| | 地 番 | 40番42 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.61平方メートル |
| 2 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目40番地42 |
| | 家屋 番号 | 40番42 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.23平方メートル
2階 35.23平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月 7日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 鈴木 知 保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目 |
| | 地 番 | 40番42 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.61平方メートル |
| 2 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目40番地42 |
| | 家屋 番号 | 40番42 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.23平方メートル
2階 35.23平方メートル |



令和7年(ケ)第436号
令和7年11月21日受理
令和7年12月12日提出
(評価人 塩入晋)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 御 供 英一郎 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目 |
| | 地 番 | 40番42 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.61平方メートル |
| 2 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目40番地42 |
| | 家屋 番号 | 40番42 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.23平方メートル
2階 35.23平方メートル |



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		葛飾区細田四丁目40番21号	
土地		物件1	
現況地目	■宅地（物件1） □公衆用道路（物件 ）		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件2	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：		
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (所有者)	私は、本件物件の所有者です。本件建物は、私が居住しています。 (令和7年12月3日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の現況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有関係については、関係人の陳述及び現場の状況等から、2枚目のとおり所有者が占有しているものと認めた。

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年11月25日 12:05-12:15	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、臨場日時通知書及び占有関係照会書投函
令和7年12月3日 12:35-12:45	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、立入調査、所有者に面接聴取

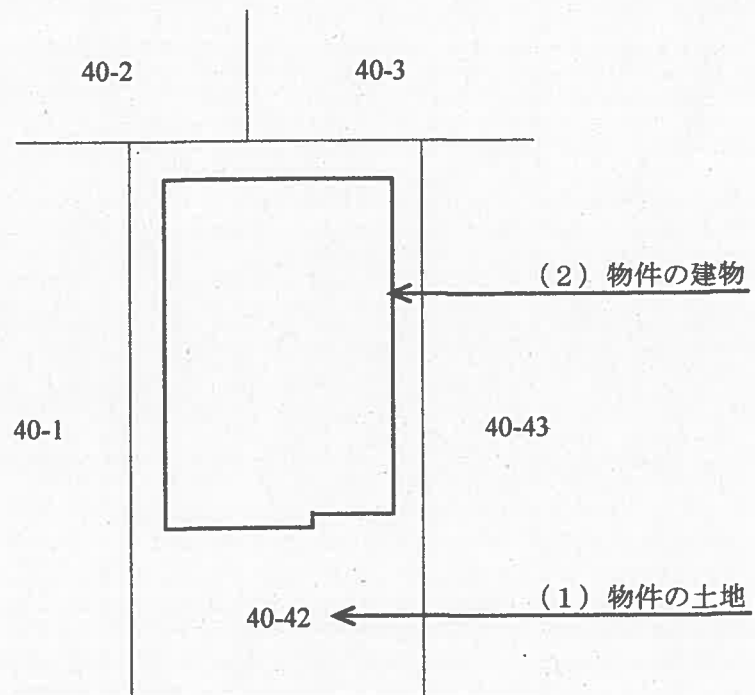
(特記事項)

■ 令和7年12月3日
目的物件が不在で施錠されている場合に備え、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



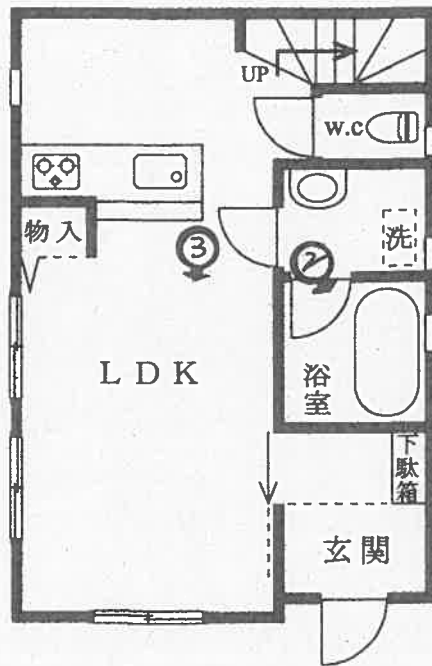
道 路



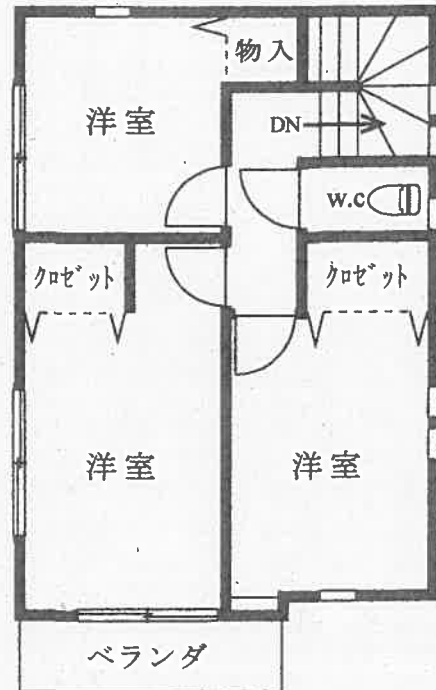
◀○: 写真撮影位置と方向



1 階



2 階



◀○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和7年(ケ)第436号
令和7年12月3日 現地調査
令和7年12月12日 評価

東京地方裁判所 御中

評価書

評価人 塩 入 晋

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 28,670,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 6,530,000 円
物件 2 (建物)	金 22,140,000 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：葛飾区細田4－40－21
番号	特 記 事 項		
-	なし		

※現況欄の記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目 |
| | 地 番 | 40番42 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.61平方メートル |
| 2 | 所 在 | 葛飾区細田四丁目40番地42 |
| | 家屋 番号 | 40番42 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.23平方メートル
2階 35.23平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	京成本線「京成小岩」駅の西方約910m（道路距離、徒歩約11分）、 総武本線「小岩」駅の北西方約1,300m（道路距離、徒歩約16分）、 葛飾区細田4丁目40番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅のほか、アパートや製作所等も見られる住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第二種低層住居専用地域 50%（指定） 150%（指定） 準防火地域 第二種高度地区、絶対高さ12m、 日影規制4h:2.5h/1.5m、土地区画整理事業を施行 すべき区域※ 等
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	70.61㎡（登記記録） ほぼ長方形 間口約6.2m、奥行約11.4m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	南東側が幅員約5.8mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）に ほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地等として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。	
特 記 事 項	※ 建築前に都市計画法53条の許可申請が必要となる。 ・ 高圧送電線（154,000V、地面からの高さ25m）の線下地となっており、送電線と建物の離隔距離は4.8m以上を要する。 ・ 葛飾区水害ハザードマップによると、洪水・内水氾濫・高潮による浸水想定区域にある。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登 記 記 載） 経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	令和1年8月9日新築 約6年 約24年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造ルーフィングぶき2階建 サイディング ビニールクロス等 ビニールクロス等 フローリング等 キッチン、浴室、トイレ、収納等 駐車スペース1台分がある。
床 面 積（現 況）	1階 2階 延	35.23 m ² 35.23 m ² 70.46 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居 宅 3LDK
品 等	普通	
保 守 管 理 の 状 態	普通。目視の限り大きな汚損等は確認できなかった。所有者によれば建物に特段の不具合はないとの話である。設備の作動確認は行っていない。	
建 物 の 利 用 状 況	所有者が居宅として利用している。	
特 記 事 項	・ 建築計画概要書によれば、確認済証及び検査済証の交付を受けた記録がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡)	建 付 減 価	建 付 地 価 格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡)	個 別 格 差			
	ア	イ	ウ	エ	オ
1	351,000	× 0.99	× 70.61	× 0.95	= 23,310,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定している。

基準地 葛飾-5

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 353,000\text{円/㎡} & \times & 101.5/100 & \times & 100/100 & \times & 100/102 & = & 351,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：必要なし。

地 域 格 差：公示地等の所在地域は対象地域に比して交通接近条件で劣るものの環境条件で優ること等を考慮して地域格差を判定した。

イ 個別格差：高圧線の線下地であることを考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
2	228,000	× 70.46	× 0.78	= 12,530,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・ 経過年数約6年、経済的残存耐用年数約24年、観察減価率3%（保守管理の状況を考慮した）
- ・ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 24年 ÷ (6年 + 24年) × (1 - 0.03) = 0.78 (小数第3位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地（物件1）については土地利用権等価格を控除し、建物（物件2）については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	23,310,000	× 0.65	法定地上権	= 15,150,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) カ
1	(23,310,000	－ 15,150,000)		× 1.00	× 0.80	= 6,530,000
2	(12,530,000	＋ 15,150,000)	× 1.00	× 1.00	× 0.80	= 22,140,000
一 括 価 格 (合 計)						28,670,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

東京都基準地価格（葛飾-5）

所 在：葛飾区細田4丁目20番14 「細田4-20-3」

価 格：353,000円/㎡

位 置：「京成小岩」駅、道路距離1,200m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：132㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南西側5.4m区道

用 途 指 定 等：第二種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率150%）、
高度地区、準防火地域 等

地 域 の 概 要：一般住宅とアパート等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和7年12月12日

評価人 不動産鑑定士

塩 入 晋

位置図



出典：地理院地図

公図写

(座標値種別：図上測定)

+3772.725

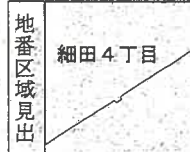


+3647.725

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyuouki2011.par)による修正がされています。



請 求 部	所 在				葛飾区細田四丁目				地 番	40番42				
出 力 尺 寸	1/500		精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	IX	分 類	地図に準ずる図面（街区成果B）				種 類	街区基本調査成果図	
作 成 年 月 日	平成21年3月23日					備 付 年 月 日 (原 図)					補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※原図を縮小 (A3判→A4判)

令和7年7月16日

東京法務局城北出張所

登記官

請求番号：16-1

(1/1)

建物図面・各階平面図写

建物図面
各階平面図

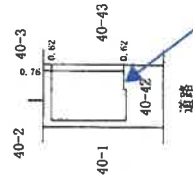
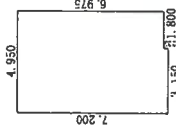
家屋番号	40番42
建物の所在	葛飾区細田四丁目40番地42

各階平面図

1階、2階
(各階同型)

求積表

3.150×0.225	$=$	0.708750
4.950×6.975	$=$	34.526250
合計		35.235000
床面積		35.23 m^2



物件2

作成者	縮尺	申請人	縮尺
令和7年11月6日作成	250		500

※原図を縮小 (A3判→A4判)

登記年月日：令和7年11月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月16日 東京法務局城北出張所

登記官

請求番号：16-2